

## ○検察官の期末手当及び勤勉手当の支給に関する準則

〔平成9年12月16日  
法務省人給訓第2815号法務大臣訓令〕

改正—平成18年3月15日法務省人給訓第 572号  
同 19年3月 6日同 第 522号  
同 21年5月29日同 第1306号

第1条 検察官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関しては、この準則に定めるところによるほか、一般の官吏の例による。

(期末手当)

第2条 検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号。以下「検察官俸給法」という。）第1条の規定により、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）第1条第1号から第42号までに掲げる者及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員の例によることとされる期末手当の支給については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定職俸給表の適用を受ける職員として期末手当の支給割合を定められているものに相当する職員は、検察官俸給法別表に掲げる1号から8号までの俸給を受ける検事及び1号又は2号の俸給を受ける副検事並びに検察官俸給法第9条に定める俸給月額俸給を受ける副検事とする。
- (2) 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（特定管理職員）として期末手当の支給割合を定められているものに相当する職員は、検察官俸給法別表に掲げる9号から12号までの俸給を受ける検事及び3号から7号までの俸給を受ける副検事とする。
- (3) 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものとして期末手当基礎額に俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内の割合を乗じて得た額を加算するものに相当

する職員は、検察官俸給法別表に掲げる検事総長、次長検事、東京高等検察庁検事長、その他の検事長、1号から20号までの俸給を受ける検事及び1号から16号までの俸給を受ける副検事並びに検察官俸給法第9条に定める俸給月額に俸給を受ける副検事とする。

(4) 管理又は監督の地位にある職員として期末手当基礎額に俸給月額の100分の25を超えない範囲内の割合を乗じて得た額を加算するものに相当する職員は、検察官俸給法別表に掲げる検事総長、次長検事、東京高等検察庁検事長、その他の検事長、1号から12号までの俸給を受ける検事及び1号から7号までの俸給を受ける副検事並びに検察官俸給法第9条に定める俸給月額の俸給を受ける副検事とする。

2 前項第3号に掲げる検察官に関する職員の区分及び割合は、別表第1に定める区分及びこの区分に応じた割合とし、第4号に掲げるものに対する割合は、別表第2に定めるとおりとする。

(勤勉手当)

第3条 前条の規定は、一般の官吏の例によることとされる勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この準則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月15日法務省人検訓第572号)

この準則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月6日法務省人検訓第522号)

この準則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日法務省人検訓第1306号)

この準則は、平成21年5月29日から施行する。

別表第1

区 分		割 合
検 事 総 長		100分の20
次 長 検 事		
東京高等検察庁検事長		
その他の検事長		
検 事	1 号	
	2 号	
	3 号	
	4 号	
	5 号	
	6 号	
	7 号	
	8 号	
	9 号	
	1 0 号	
	1 1 号	
	1 2 号	
	1 3 号	
	1 4 号	100分の15
	1 5 号	
	1 6 号	
	1 7 号	
	1 8 号	100分の10
	1 9 号	
	2 0 号	100分の5

区 分		割 合
副 検 事	法第9条に定める俸給月額	100分の20
	1 号	
	2 号	
	3 号	
	4 号	
	5 号	
	6 号	
	7 号	
	8 号	100分の15
	9 号	
	1 0 号	
	1 1 号	
	1 2 号	100分の10
	1 3 号	
	1 4 号	100分の5
	1 5 号	
	1 6 号	

別表第2

区 分		割 合
検 事 総 長		100分の25
次 長 検 事		
東京高等検察庁検事長		
その他の検事長		
検 事	1 号	
	2 号	
	3 号	
	4 号	
	5 号	
	6 号	
	7 号	
	8 号	
	9 号	
	10 号	
11 号	100分の15	
12 号		

区 分		割 合
副 検 事	法第9条に定める俸給月額	100分の25
	1 号	
	2 号	
	3 号	
	4 号	
	5 号	
	6 号	100分の15
7 号		